

令和5年7月19日 開会

令和5年7月19日 閉会

令和5年第3回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

7月19日（水）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	1
開会	2
会議録署名者決定	2
会期決定	2
議第49号について（提案説明・質疑・討論・採決）	3
議第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
閉会	7
会議録署名議員	8

令和5年7月19日（第1日）

議 事 日 程 (令和5年7月19日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第49号 調停について
日程第4 議第50号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡 田 立	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 青 山 桂 子	調 整 監 水 谷 秀 平
会 計 管 理 者 吉 村 等	総 務 課 長 山 田 靖
企 画 調 整 課 長 兼 産 業 振 興 課 長 大 平 共 美	福 祉 課 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学 校 教 育 課 長 兼 生 涯 学 習 課 長 小 林 洋 臣
税 務 課 長 堀 康 信	住 民 環 境 課 長 梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 田 中 弓	書 記 宇 佐 見 か お る
書 記 梶 井 公 歴	

(開会時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

大変暑い日が昨日も一昨日も38度くらいの本当に暑い関係で、日本全国熱中症とか何かということと、先般におきましては九州、佐賀、熊本、福岡、山口と線状降水帯、またそういう関係につきましては秋田のほうでは大きな線状降水帯で災害となっております。新聞紙上をにぎわせるというか、本当に悲惨な水害とか何かで大変な日本列島でございますが、安八町にとりましては、暑さはやはり38度、39度というような温度もありますが、水害というようなことで大きな被害が出ておるわけではございません。そんな中、安八町議会におきましては臨時議会ということで招集がされておりますが、ただいまより定刻になりましたので始めさせていただきます。

それでは、進行のほうに移りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回安八町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名者について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、1番 石原英一君、2番 渡邊裕光君に指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町 長 皆様方、おはようございます。

本日、令和5年第3回安八町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集賜り、誠にありがとうございます。

私が町長にならせていただき2か月余りが過ぎました。私なりに少しずつではありますが、町政を前に進めていこうという中で、今回議会の皆様に議決いただきたい案件が生じてまいりましたので臨時会をお願い申し上げた次第でございます。

本日提案させていただきます議案は、調停について、そして令和5年度一般会計補正予算の2件でございます。

詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますのでよろしくようお願い申し上げます。各議案について十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長 日程第3、議第49号 調停についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、1ページを御覧願います。

議第49号につきまして、朗読、御説明をさせていただきます。

議第49号 調停について。

大垣簡易裁判所令和2年（ノ）第32号損害賠償請求等調停申立事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年7月19日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。

令和2年10月2日に安八町が大垣簡易裁判所に申し立てた損害賠償請求等調停申立事件（令和2年（ノ）第32号）について、当事者間で合意に達し、調停の成立により解決を図るため、本案を提出するものでございます。

3ページをお願いいたします。

損害賠償請求等調停申立事件に係る調停案について。

前段は調停申立ての内容に関する記載でございます。

1. 事件名、大垣簡易裁判所令和2年(ノ)第32号損害賠償請求等調停申立事件。

2. 当事者の表示。1. 申立人、岐阜県安八郡安八町氷取161番地、安八町代表者町長。2. 相手方、岐阜県安八郡安八町在住者。

3として、調停申立ての趣旨。1. 相手方は、相手方の申立人に対する情報公開請求、行政不服審査請求及び住民監査請求に関し、申立人において未処理となっている濫用的な請求を取り下げること、将来にわたって濫用的な請求を行わないこと及び1,000万円の損害賠償金を支払え。2. 調停費用は相手方の負担とするとの調停を求めたものでございます。

続きまして、4でございます。調停案の内容でございます。この調停案の内容での調停の成立により解決を図ることをお認めいただくことをお願いするものでございます。1として、相手方は相手方の申立人に対する情報公開請求及び行政不服審査請求に関し、申立人が処分決定していないものを含む全ての請求を取り下げる。2. 申立人は、その余の請求を放棄する。3. 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には本件に関し第1項記載の処分決定していない情報公開請求の取下げに伴う情報公開請求手数料還付金7,600円を除き、本調停事項に定めるほか、何らの債権債務もないことを相互に確認する。4. 調停費用は各自の負担とする。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第4、議第50号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5

号) についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の5ページをお願いいたします。

議第50号につきまして御説明申し上げます。

議第50号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,925万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億1,733万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年7月19日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円であります。

7ページは歳入、8ページは歳出であります。

いずれも補正前の額67億8,808万4,000円から2,925万4,000円増額し、68億1,733万8,000円とするものであります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入であります。単位は1,000円であります。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

9ページの最下段をお願いいたします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額198万5,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものであります。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円であります。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の1万4,000円であります。節区分、補償、補填及び賠償金6,000円は、令和元年11月29日付で元消防団員の方々が安八町を相手に訴訟が提起されておりました

消防団員活動に伴う15万3,000円の費用弁償請求事件に係るものであります。そこで本年6月15日付で裁判所の決定があり、今回の決定は判決ではなく裁判所の職権で民事調停法第17条の規定により和解と同一の効力を有する調停に代わる決定がなされたというものであります。その結果といたしまして、安八町は裁判所が決定した和解のための支払金として相手方の方に6,000円を支払うものであります。

次に、償還金、利子及び割引料8,000円は、先ほどの議案書の3ページにあります議第49号での損害賠償請求等調停申立事件に係る調停案につきまして、4番目に記載の調停案の内容で第3項中にあります情報公開手数料7,600円を安八町情報公開条例第12条第3項ただし書の規定により、還付金として相手方の方に支払うものであります。これにつきましては、安八町が情報公開請求を受理したものの、公開に向けての事務手続が進められていない請求が38件ありました。このことから、既に支払われた手数料7,600円を今回当事者間で合意に達し、その上で裁判所の仲介にて調停の成立により解決のために相手方の方に支払うものであります。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、ページは同じく10ページをお願いいたします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の2,924万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金2,726万9,000円でございます。

内訳といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,417万9,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,309万円でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費で、5歳以上の小児約1万2,000人を対象としてワクチンを1回接種するものでございます。9月からの接種に当たりあらかじめ準備するため、必要な経費について補正をお願いするものでございます。節区分の報酬162万円は、会計年度任用職員3名分の報酬でございます。職員手当等54万円は、職員の時間外勤務手当18万円及び会計年度任用職員の期末勤勉手当36万円でございます。旅費3万6,000円につきましては、会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費の消耗品費37万円は、ファイルやインク代などでございます。役務費の281万1,000円のうち、通信運搬費143万2,000円は郵送代及び電話代でございます。手数

料の137万9,000円は国保連合会への事務手数料でございます。委託料の業務委託2,016万2,000円の内訳として、医療機関への個別接種委託料1,417万9,000円、コールセンターへの委託料588万4,000円、そしてシステム改修の委託料9万9,000円でございます。負担金、補助及び交付金の交付金173万円は、個別接種において1週間に100回以上、それを4週間続けた場合にその医療機関へ交付するものでございます。

ページは11ページをお願いいたします。

節区分の償還金、利子及び割引料197万1,000円は、令和4年度の精算確定による国への返還金でございます。

以上で議第50号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は原案どおり可決しました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第3回安八町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時間 午前10時18分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月19日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 石 原 英 一

議 員 渡 邊 裕 光